

# 社会福祉・介護事業における労働災害の発生状況(兵庫)

兵庫労働局 労働基準部 安全課・健康課

注 「社会福祉施設」には、介護事業や訪問介護等の在宅サービス事業も含まれる。

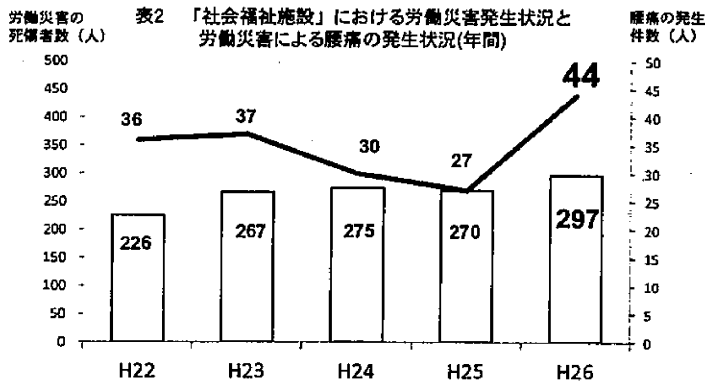
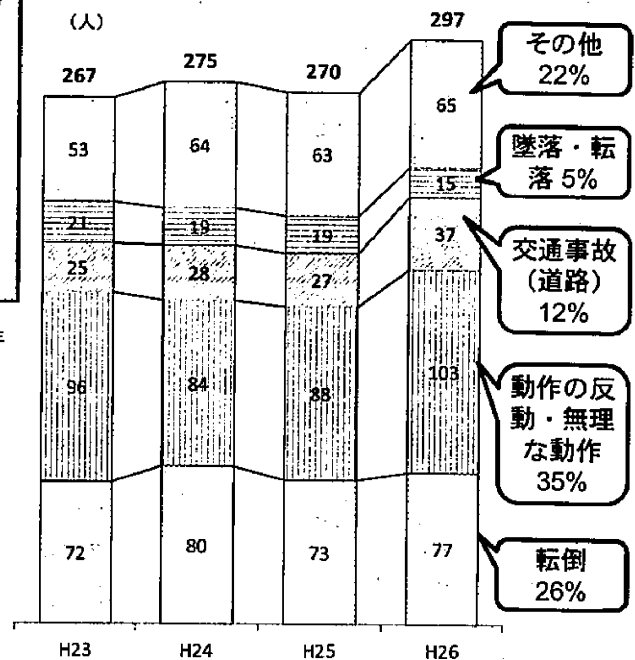
## ポイント

社会福祉・介護事業における労働災害は、増加傾向であり、26年は前年比10%増となった。(表1)

事故の型別を見ると、「動作の反動・無理な動作」や「転倒」がといった行動災害が多い。(表1)

「腰痛」の占める割合が高く、かつ増加傾向にある。(表2)

表1 「社会福祉施設」労働災害発生状況の推移



※1 腰痛の件数は、災害性腰痛と慢性腰痛の件数を合わせたもの。  
 ※2 事故の型別において、腰痛は「動作の反動・無理な動作」や「その他」に含まれる。

出典：労働者死傷病報告の休業4日以上の死傷者数より

# 社会福祉・介護事業における転倒災害防止対策

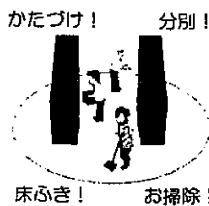
社会福祉・介護事業での転倒等災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」「見える化」といった危険の対処と情報共有がありますが、安全活動の推進には旗振り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

## 4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、**整理・整頓・清掃・清潔**のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

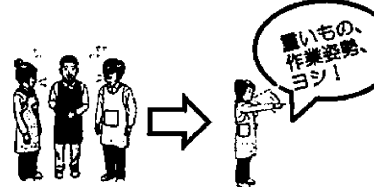


## KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険(K)・予知(Y)**のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「指さし呼称」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。

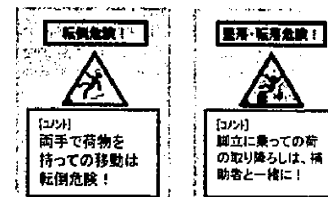


## 「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、**危険を可視化して共有**すること。

と。KY活動で発見した危険のポイントを、「ステッカー」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所、慎重に行動することができます。



安全活動の推進には「旗振り役」が不可欠!  
 職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする  
**安全推進者**の配置を推進しましょう。

※ 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

転倒について詳しくは、「職場のあんぜんサイト：STOP!転倒災害プロジェクト2015」  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

KY活動等について詳しくは、「社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000075093.html>

# 社会福祉・介護事業における交通労働災害防止対策

社会福祉・介護事業における交通労働災害防止対策では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、利用者の訪問や送迎・二輪車の運転など、業態に合わせた業務への対策が必要です。

## ・走行管理

走行の開始、終了と経路について計画を作成する。

早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

## ・教育の実施

雇入れ時教育や日常の教育を通して、十分な睡眠時間確保、飲酒による運転の影響、体調の維持管理、交通安全情報マップの共有、交通危険予知訓練などを行う。

## ・季節・天候対策

異常気象等の際、安全な運転のため指示や迅速な情報共有をし、必要に応じて運転を中止させる。

早朝や夜間に早めの点灯を徹底させ、他の運転者に存在を認知させる。

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

## ・安全意識の高揚

交通事故やヒヤリハット事例等を記入した交通安全情報マップを作成する。

ポスターや標語を掲示し、安全について常に意識させる。

## ・点呼の実施

疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼をする。

- ・管理体制
- ・健康管理
- ・自動車の点検

## ・二輪車対策

二輪車の特性を配慮した安全な走行ルートを設定する。

自動車運転者からの視認性が向上する「安全ベスト」や安全のための「ヘルメット」を着用させる。

詳しくは、「職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策」  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

3

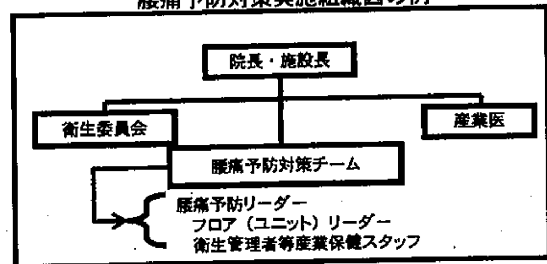
# 社会福祉・介護事業における腰痛予防対策

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月改訂<sup>(※)</sup>）を示し、看護・介護作業における腰痛予防対策に重点的に取り組んでいます。

## 腰痛予防対策のポイント

- ① 施設長などのトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作ること。
- ② 対象者一人ひとりの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価すること。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施すること。健康管理、教育にも取り組むこと。

腰痛予防対策実施組織図の例



「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」の記入例

② 介助作業	具体的な作業内容	③ リスクの見極め				
		作業姿勢	重量	頻度/作業時間	作業環境	リスク
口替衣の着脱 移乗作業	ベッド⇔車椅子 ベッド⇔ポータブルトイレ 車椅子⇔便器 車椅子⇔椅子 などの移乗介助	a. 不良	a. 大	a. 頻	a. 頻度あり	高
		b. やや不良	b. 中	b. 時々	b. やや頻度	中
		c. 良	c. 小	c. ほぼなし	c. 頻度なし	低

腰痛発生リスクの回避・提言措置の例

- (1) 対象者の日常生活動作能力を把握し、介助への協力を得ること
- (2) 福祉用具（機器・道具）を積極的に利用すること
- (3) 作業姿勢・動作の見直し（原則として、人力による人の抱上げは行わないなど）
- (4) 作業の実施体制（負担の大きい業務が特定の看護・介護者に集中しないよう配慮）
- (5) 作業標準の策定
- (6) 休憩、作業の組合せ
- (7) 作業環境の整備（十分な照明、段差の解消など）
- (8) 健康管理（腰痛の健康診断、腰痛予防体操）
- (9) 労働衛生教育など

(※) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

～小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業の事業主の皆さまへ～

# 「安全推進者」を配置して労働災害を防止しましょう。

兵庫労働局

<小売業、社会福祉施設及び飲食店など第三次産業では労働災害が多発しています。>

第三次産業のなかでも特に労働安全衛生法により安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種）<sup>(注1)</sup>での労働災害が多発しています。

<労働災害防止には、安全推進者を配置し、4S活動やKY活動を通じて職場環境の改善や労働者の安全意識の啓発を行うことが有効です。>

これらの業種での災害は、多くが転倒や腰痛などのため、労働者の行動に着目した取組が必要です。そのためには、安全推進者（安全担当者）を配置して、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発や安全教育を行うことが有効です。そこで、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成26年3月28日付け基発0328第6号）が示されました。

<ガイドラインでは・・・>

常時10人以上の労働者を使用する上記業種の事業場は、安全管理体制を充実し労働災害防止活動の実効性を高めるため、安全推進者（安全の担当者）を配置することとしています。

（注1）「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第3号	その他の業種（小売業、社会福祉施設、飲食業等）	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

## ガイドラインのポイント

### 1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用する事業場。

### 2 安全推進者の要件

職場内の整理・整頓・清潔・清掃（いわゆる4S活動）、交通事故防止等、事業場内で安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。なお、以下のいずれかの者を配置することが望ましい。

- ・ 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者<sup>(注2)</sup>、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- ・ 労働安全コンサルタント、安全管理士又は安全管理者の資格を有する者

### 3 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

### 4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

### 5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

#### ① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

（職場の整理整頓等（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等の道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）

#### ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

（朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施など）

#### ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

（労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出など）

（注2）安全衛生推進者養成講習の実施機関等は裏面をご参照ください。

# 安全衛生推進者等養成講習開催予定表（平成27年度）

講習機関の名称	開催予定月	〒 電話番号	所在地
但馬安全衛生協会	9月	668-0055 0796-24-2680	豊岡市昭和町4-22 三協ビル3階
神戸東事務所 (神戸東労働基準協会)	4・6・8・10・12・2月	651-0086 078-222-1001	神戸市中央区磯上通4-3-16 KOZAビル4階
神戸西事務所 (神戸西労働基準協会)	5・7・9・11・2月	652-0802 078-577-5639	神戸市兵庫区水木通7丁目1-18 メラード大開北館2階
尼崎事務所 (尼崎労働基準協会)	4・7・10・1月	660-0881 06-6411-8881	尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所6階
姫路事務所 (姫路労働基準協会)	6・12月	670-0932 079-224-6886	姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館3階
伊丹事務所 (伊丹労働基準協会)	5・8・12月	664-0895 072-778-6660	伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工会議所3階
西宮事務所 (西宮労働基準協会)	4・5・6・8・11・3月	662-0991 0798-33-4939	西宮市池田町3-12 西宮市池田町3-12
加古川事務所 (加古川労働基準協会)	4・7月	675-0031 079-421-0102	加古川市加古川町北在家2006 永田ビル4階 401号
西脇事務所 (西脇労働基準協会)	5・8月	677-0015 0795-23-3067	西脇市西脇771-121
但馬事務所 (但馬労働基準協会)	5・1月	668-0027 0796-24-3879	豊岡市若松町9-10
相生事務所 (相生労働基準協会)	5・8・1月	678-0031 0791-22-8404	相生市旭1-2-16
波路事務所 (波路労働基準協会)	6月	656-0014 0799-23-0007	洲本市桑間295

(一社) 兵庫労働基準連合会

**備考**

- ・ (一社)兵庫労働基準連合会は、「一般社団法人兵庫労働基準連合会」を略記したものです。
- ・ 所在地 : 〒651-0096 神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラ―神戸ビル 12階
- ・ TEL : 078-231-6903
- ・ 開催日、開催場所、受講費用等は、直接照会願います。
- ・ 事業場の所在地を問わず、どこでも受講できます。